

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵・文部両大臣)

私立大学の助成について(勧告)

標記のことについて、本会議第43回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

現在、我が国において、私立大学が高等教育の大きな部分を担当し、毎年多数の卒業生を社会に送り出すと共に、学術研究の機関として極めて重要な社会的機能を担当していることは顕著な事実である。しかるに近時、私立大学はその経営において財政的困難に当面し、その機能の達成が極めて困難になっている。よって、私立大学における人的、物的諸条件を改善して教育、研究の効果を増進するため、並びに私立大学に学ぶ学生および父兄の負担を軽減して国立大学に学ぶものとの不均衡を是正するために、政府は至急に私立大学助成の大幅な増強に必要な総合的措置を講ぜられたい。

なお、上記の措置に伴って、私立大学における教育、研究の自由がいささかでも脅かされることのないよう配慮さるべきことはいうまでもない。

理由および説明

1. そもそも私立大学が国公立の大学と並んで存立する理由は、一つには創立者の理想と創意に基づく教育と研究が質的な意味において独自の存在を主張している点にあるが、また一つには国公立の本学が、教育と研究に対する社会の需要を量的に十分満たしていないことに求めることができる。いずれにしても、私立大学がわが国の高等教育および学術研究の領域において重要な社会的機能を営み、国の要請にこたえていることは多言を要しない。そのことは、現在大学生の学生であるという数字が端的に物語っている。また、私立大学がこれまでに社会に送り出し、またこれら送り出すであろう人材に対する国家社会の需要がこれを裏書きしている。
2. ところが、私立大学は最近の社会的、経済的環境の変化から、経営上の困難に当面し、ために教育、研究の機能を十分に果す上で支障を来している。すなわち、国立大学においては本務教員約27,000人に対し、学生定員約215,000人で、教員1人当りの学生数は約7.9人であるのに対し、私立大学においては、約20,000人の本務教員に対する学生定員は約416,000人で、教員1人当りの学生数は約21人である。また、国立大学においては、学生1人当りの校舎坪数は平均5.78坪であるのに対し、私立大学の場合は、2.16坪にすぎない。私立大学に人文、社会系学部が多いことを計算に入れてもかなりの格差である。しかしこれらの数字は、今日私立大学についてなかば公認されている定員外学生を含めた学生実人員約544,000人で計算してみると教員1人当りの学生数は約27人、学生1人当りの校舎坪数は約1.3坪となる。このような格差をちぢめ、私立大学における教育の効果と研究の実をあげるためには、格段の改善が強く要請される。

ちなみに、本来大学設置基準に準拠して設置されたはずの私立大学について、上記のような指標の低下が生じた直接の理由は、設置当時に予定された教員の不補充と、定員外の学生の収容とにある。しかし、由ってきたる原因は大局的には物価の上昇に伴う経常費、特に、人件費の増大一

れをカバーするための学生の定員増ならびに定員を超える学生の収容（私立大学の経理が主として学生の納付金に依存することについては後に述べるところ参照）－校舎の増築－資本的支出の増－利子支払による経常費の圧迫－さらに学生増募という悪循環にあると考えられる。

3. 私立大学の人的物的施設を改善し、教育効果を向上させるためには、その経理内容を豊かにすることが必要である。この点は各私立大学によってそれぞれ事情を異にしているから、一律に考えることはできないが、これを平均についてみると、私立大学の収入源は、従来かなりの比重を占めていたと思われる基本財産その他からの財産収入、事業収入および寄附金の比率が低下し、何らの名称を用いるにせよ学生の納付する金員の比率が増加の一途をたどっている。特に全収入のうちで寄附金と借入金とが占める割合をみると昭和35年には前者が11.8%、後者が14.9%であったものがその後年々後者が増加し、昭和38年には前者が6.1%、後者が22.9%になっている。また、昭和37年においては、借入金を除いた実収入のうちわけは学生納付金55%、寄附金13%、財産収入、附属事業収入31%、補助金1%となつている。しかも事業収入のある大学は全国大学の約1割にすぎず、大多数の大学は、この種の収入をもたない。従つてほとんどすべての大学は寄附金の2倍以上にのぼる借入金によつて不足を補つている。さらに寄附金および借入金の大部分は結局学生の父兄の負担になつていると思われるから、私立大学は、平均して、その収入の70%以上を学生に依存していると推測される。まして、附属収入をもたない大多数の大学の場合には、このパーセンテージは、はるかに増大するものと思われる。要するに、学生納付金以外の収入が限界にきているのに対し、学生納付金は、物価指数を上まわつて増額されてきたのである。そして前者について特別な事態が展開しない限り、後者をさらに増額するほかに方法がないということになる。

4. ところで、私立大学の学生の負担を現状よりさらに増額することができるであろうか。それは二つの理由から極めて困難である。その一つは、学生およびその父兄の支払能力が限界にきていることである。すなわち、昭和38年における国立大学の学生の家庭の所得をみると、年収90万円以下の者が約4分の3を占めているのに、私立大学の場合は2分の1しかない。国立大学の場合のピークは年収40万円あたりにあるのに、私立大学の場合は60～70万のあたりにある。いしかえれば、国立大学へなら子弟を入学させられるが、私立大学へはやれない家庭が多いわけである。この種の家庭がさらに増加することは、教育に対する機会均等という見地から到底是認され得ないことである。（戦前の授業料をとつてみて、これに物価指数をかけることは、授業料以外の名目で納付するものが多いという点からも、また子弟を大学に進学させる階層の変化という点からも、あまり意味がない。）

その二つは、国立大学の学生との間に現実に存する負担の不均衡である。私立大学の学生は授業料負担だけをとつてみても国立大学学生の5倍以上であり、各種の負担を合せてみると、少なくとも10倍以上の金額を納付している。しかるに、彼等が支出を受けている1人当りの教育費用は、国立大学の学生の3分の1にすぎない。そのうち国庫の負担する部分を比べてみると、実に50分の1しかその恩恵をうけていない。この不均衡をさらに増大することは社会正義の許さないところであろう。

5. 以上の考察から、われわれは私立大学の教育と研究の条件を至急に改善することが必要であり、

そのためには、私立大学に対してすみやかに総合的助成措置をとるべきであるという結論に到達した。

6. 私立大学の助成措置をとる場合に、どのような方法が適当であるかは、かなりむづかしい問題である。ここに具体的な結論を出すことはできないが、この問題を考えるに当たっての考え方について幾つかの点を指摘しておきたい。

(1) 第1に、私立大学に対する国の助成に伴って、公の会計検査が行なわれるとしても、教育と研究の自由に対する統制が加えられてはならない。特に時の政府の要求にこたえるものだけ助成が与えられるという形で教授の人事、教育内容等への干渉が行なわれないよう厳に注意しなければならない。

(2) 第2に、上記に関連して、国の助成の配分を公正に行なうために特別の配分委員会を創設することが望ましい。その際例えば英国のUniversity Grant Committeeなどが参考とされるべきである。すなわち、この委員会の構成は、国の助成が公正かつ適切に行なわれるよう工夫されねばならず、その運営のためには、適正な配分基準を設け、また独立の事務局を置いて常に私立大学経営の実態を把握することに努めなければならない。

(3) 第3に、助成の方法としては、次のことが考えられる。

- (a) 機械、設備、施設の整備に対する助成
- (b) 施設、特に土地の取得、校舎の建設に対する融資、利子補給または助成
- (c) 経常費に対する補助
- (d) 私立大学に対する寄附を国立大学に対するそれと同じに取扱い税法上の措置
- (e) 子弟のための納付金を、一定の限度で父兄の所得から控除できるように税法上の措置
- (f) 附属事業の所得に対する税法上の緩和措置

上記のうち、(a)、(b)については、すでにある程度実施されているが、これを拡充し、その他のものをも含めて総合的弾力的に実施されることが望ましい。けだし、私立大学が当面している困難は一様でなく、それぞれ事情を異にすると考えられるからである。特に消費的支出、なかんずく人件費の支出が急増していること（昭和35年には学生1人当りの消費的支出が61,158円うち教授人件費が、40,875円であったものが、昭和37年にはそれぞれ77,384円、50,780円となっている）が私立大学経理の赤字の主要な原因の一つになっていることを思い合わせると(c)の経常費に対する補助も不可欠の項目であると考えられる。ただし、そのためには、上に述べた公正な配分の機構と、つぎに述べる諸条件が十分に満たされなければならないことはいうまでもない。

(4) 第4に、助成は単なる赤字の補填ではなく、つぎの諸効果と結びつくことを条件とするものでなくてはならない。

- (a) 私立大学自体が、その責任の重大さを自覚し、その財政を公明にし、教授会を起点とする正しい大学自治を樹立するよう十全の努力をすること。
- (b) 相当数の教員の増員と教職員に対する適正な待遇
- (c) 教育、研究の物的諸条件の改善
- (d) 定員外学生の抑制とその定員化

(e) 学生負担の軽減ないし適正化

7. 上記の問題点がそれぞれ適正に解決されたとして、大体どの程度の国の助成が妥当であろうか。問題は国の全体としての経済力や、他の財政支出との均衡など多くの要素がからんでいるので、結論を出すことは困難である。しかし、私立大学の側に立ってその必要度から試算してみると、おおよそつぎのような数字が得られる。

(1) 前提 学生数がその実人員において大体现在の状態でおちつき、授業料の値上げが行なわれないことを前提とする。また現在のところは収支のバランスが一応とれているものと仮定して考察する。

(2) 教員の増員 10年間に本務教員を倍増するとして(それでも教員1人当りの学生数は15人に近い。国立は8人弱である)約2万人の増員で、年間に2千人の増員となる。

教員補充の困難であることを考察して、当初の2・3年は年間1,000人の増員としても、その給与が1人平均年額70万円とすれば、初年度に要する費用は、

$$700,000円 \times 1,000 = 700,000,000円 \quad (A)$$

(3) 教員の待遇改善 私立大学の教員の基本給は国立大学の教官のそれよりも若干低い。しかし季末手当その他の手当を考慮に入ると、全体として国立大学と大差ないものと考えられる。もっとも私立大学の教員の方がより多い時間の講義を担当していると思われるが、その点は教員の増員によって次第に解消されるであろう。しかしわが国の経済の成長に対応して、賃金の上昇は不可避であり、それを仮に年間5%と抑えれば、授業料を現状で凍結するという前提に立つ限り、初年度においてつぎの金額が必要となる。

$$700,000円(平均給与) \times 0.05 \times 21,000 = 735,000,000円 \quad (B)$$

(4) 施設の改善 施設の指標である学生1人当りの校舎の平均坪数を10年間で現在の1.3坪から3.0坪にふやすとして、その建設費を仮に坪平均10万円、学生実人員を544,000として所要経費は年額つぎの通りになる。

$$100,000 \times 1.7 \times 544,000 \div 10 = 9,248,000,000円 \quad (C)$$

(5) 債務の償還 私立学校が現に負担する債務は1,000億円を超えるものと報告されている。そのうちどれだけが私立大学の負債であるかは明らかでないが、これを80%と見積り、長期低利と仮定しても、その利子および返済に、120億円程度の金額を必要とする と推測される。

そこで上記(A)(B)(C)とこの120億円とを加えた約226億円という金額が、私立大学の立場からみた初年度の所要額ということになる。

上記の試算には未知の要素が多く入っている。例えば現在のところ収支のバランスがとれていることを前提としているが、この点すでに消費的支出だけをとっていても年々赤字が増加しつつあるのかも知れない。また、現在の赤字が資本的支出、つまり施設の拡充に由来するものであり、それが完了した後は、赤字は減少するものであるかも知れない。大学によってかなり事情が異なるであろうから、助成額の算定に当たっては、それらを十分に考慮にいれなければならない。

8. 私立大学の助成が行なわれた場合に、そのために国立大学の教育、研究条件改善のための予算要求が圧迫を受けることがあってはならないことはいうまでもない。

(資料1) 私立大学の助成に関する勧告資料

全国大学在学者総数中に私立大学在学者数の占める割合

	昭 26		昭 38	
	実 数	%	実 数	%
国立	118,984	38.5	196,529	25.8
公立	13,040	4.2	32,628	4.3
私立	177,365	57.3	533,592	69.9
計	309,389	100.0	762,749	100.0

(資料 文部省「わが国の高等教育」昭和39年8月)

(資料2) 本務教員1人に対する学生数

	教員数	学 生 数	教員1人に対する学生数
国立	27,251 ^人	215,334 ^人	7.89
公立	4,981	34,731	6.97
私立	19,925	定員 416,158	21.00
		定員 544,035	27.35
38年	52,157	794,100	15.22

(資料 昭和38年度 文部省統計速報より)

(資料3) 国立、私立大学校舎坪数比較

	私 立			国 立			公 立			平 均		
	大学	短大	平均	大学	短大	平均	大学	短大	平均	大学	短大	平均
学生定員1人 当り校舎坪数	2.16	2.70	2.25	5.78	2.86	5.69	3.72	4.44	5.36	3.65	2.92	3.55
学生定員1人 当り校舎坪数	1.32	1.93	1.41	5.92	2.08	5.76	4.75	3.69	4.45	2.65	2.13	2.58

① 校舎坪数、学生実員は学校基本調により、学生定員は全国大学一覧、短大一覧によった。

(注) ② 校舎は、講義室、演習室、実験実習室、図書室(館)、研究室、管理関係室の統計であり、体育施設、学生寄宿舍を含まない。(昭和38年度文部省調査)

(資料4) 私立大学の財政収入・支出の現況(昭和37年度)

(百万円)		29,304	(百万円)	7,335	16,816	574	12,666
収 入	学 生 納 付 金	寄附金		財産収入・付属 事業収入その他		補助金	借入金
	(%)	43.9%	11.0%	25.2%	0.9%	19.0%	
	(%)	31.5%	8.3%	1.9%	6.4%	30.1%	11.9%
支 出	教授・研究費	維持費	修繕費	その他 消費的 支出	建築費その他の 資本的支出	債 務 償 還 額	そ の 他
	20,960	5,526	4,233	20,098	7,992	6,663	

(資料 文部省「わが国の高等教育」昭和39年8月)

(資料5) 私立大学の実収入の実況

(百万円)		29,304	7,335	16,816	574
学 生 納 付 金	寄 附 金	財産収入・附属事業 収入・その他		補 助 金	
	54.3%	13.6%	31.1%	1%	

(資料6) 家庭の所得階層別学生数(昭和38年)

		30万円 未 満	30~ 42万	42~ 54万	54~ 66万	66~ 78万	78~ 90万	90万 円以上	計	平均所得
国 立	S38	13.0	15.9	13.8	13.4	9.8	7.9	26.2	192,290	763,843円
	S36	19.8	20.3	15.4	12.9	8.3	6.6	16.7	181,330	622,114
公 立	S38	6.5	11.9	12.3	14.5	11.6	8.0	35.2	29,780	912,486
	S36	12.0	16.6	16.5	15.1	8.9	7.0	23.3	26,450	715,342
私 立	S38	5.2	7.1	8.7	10.9	9.0	8.4	50.7	434,210	1,329,485
	S36	6.4	9.2	12.3	12.5	10.4	8.3	40.9	348,830	1,064,236
計	S38	7.5	9.9	10.4	11.8	9.4	8.2	42.8	656,480	1,000,571
	S36	11.0	13.2	13.5	12.8	9.6	7.7	32.2	551,610	903,624

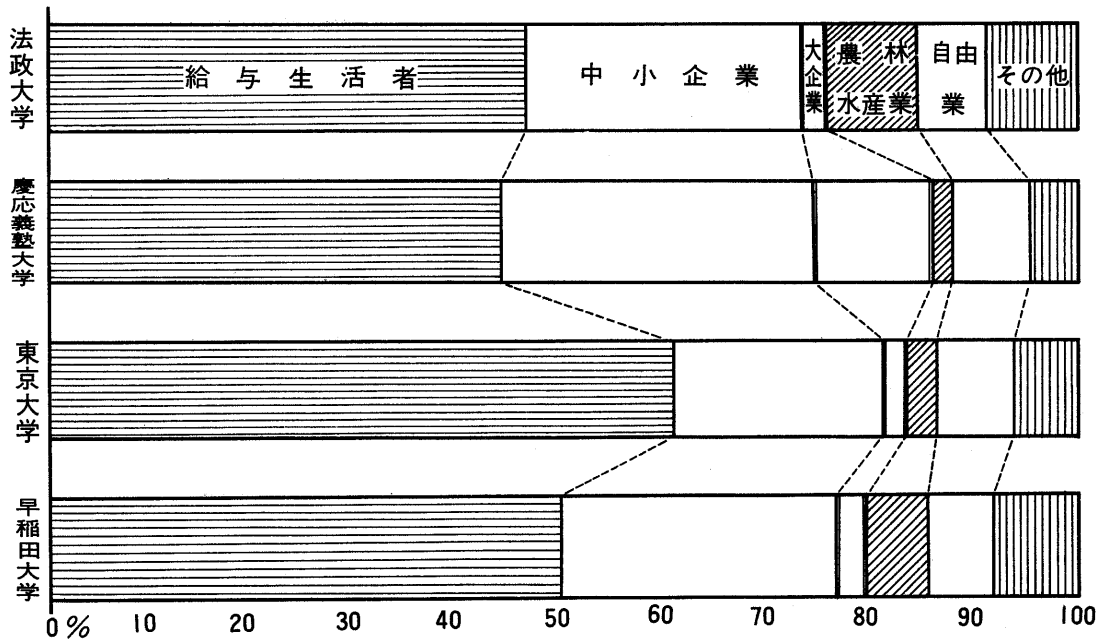
(資料) サンデー毎日 39年11月22日号)

(資料7) 都市勤労者世帯の平均所得

	月 額	年 間
S 38	56,873円	672,476円
S 36	45,196	542,352

(資料 全都市勤労者世帯月額実収入「経済白書39年版」)

(資料 8) 四つの大学にみる父兄の職業



(資料：全国生協連「学生の消費生活実態調査」(昭和39年7月)朝日ジャーナル1965年2月14日号より転載)

(資料：全国生協連「学生の消費生活実態調査」(昭39年7月)朝日ジャーナル1965年2月14日号より転載)

(資料 9) 授業料

	戦前	昭和38年度
国立大学	120円	12,000円
私立大学	慶応 140 明治 110	4年制平均 4,700

(資料：文部省「わが国の高等教育」昭和39年8月)

(資料 10) 授業料年額(平均)

	34	35	36	37	38	39	国立39年度
短大	20,500	20,840	25,029	28,911	32,787	37,060	9,600
大学	25,877	30,310	40,750	46,342	54,532	61,746	12,000

(資料 11) 授業料年額(平均)内訳

	37	38	39
理工系	50,100円	57,880円	67,111円
医歯系	105,882	135,714	148,235
薬農、獣医系	52,458	61,368	69,189
文化系	35,186	40,967	45,630
平均	46,342	54,532	61,746

なお、39年度の最高、最低額は次の通りである。

	円	円
理工系	100,000	30,000
医歯系	200,000	70,000
薬農、獣医系	100,000	40,000
文化系	100,000	24,000

(資料 12) 私立大学の学生1人当り経費と国立のそれとの比較

	消費的支出	資本的支出・債務償還費	計
私立(A)	77,384円(53.2%)	68,049円(46.8%)	145,433円(100%)
国立(B)	239,453円(85.1%)	41,828円(14.9%)	281,281円(100%)
国立に対する割合A/B	32.3%	162.7%	51.7%

(資料、文部省、「私立学校の支出および収入に関する調査報告書(昭和37年度)」による)

(注)私立は大学の屋間の経費である。国立は37年度国立大学・短期大学の決算額を学生等で除して得た額である。

(資料 13) 消費的(教授研究費)資本的支出の推移

	消費的支出	教授・研究費	資本的支出
昭和35年	17,570,869千円	11,988,788千円	9,296,037千円
昭和36年	23,180,606千円	15,171,661千円	14,527,466千円
昭和37年	34,110,229千円	22,714,435千円	20,414,844千円

(資料 14) 学生一人当りの消費的(教授研究費)資本的支出の推移(屋間部のみ)

	消費的支出	教授・研究費	資本的支出
昭和35年度	61,158円	40,875円	34,924円
昭和36年度	67,417	43,307	45,061
昭和37年度	77,384	50,780	48,689

(私立学校の支出および収入に関する調査報告書—昭35～37年会計年度—)

(資料 15)

昭和40年度私学振興関係予算額

事 項	40年度予算額	前年度予算額	比較増△減額
(管理局所管分)	千円	千円	千円
臨時私立学校振興方策調査会の運営	2,182	0	2,182
私立大学管理科特別助成	1,946,638	1,661,638	285,000
私立学校振興会出資会 (財政投融资)	1,000,000 (1,000,000)	1,500,000 (4,000,000)	△ 500,000 (6,000,000)
私立学校教職員共済組合補助金	175,903	140,258	35,645
私学教育研修センター設置費補助金	50,000	0	50,000
私立学校建物其他災害復旧費補助金	0	27,496	△ 27,496
計 (財政投融资)	3,174,723 (1,000,000)	3,329,392 (4,000,000)	△ 154,669 (6,000,000)
(大学学術局所管分)			
私立大学研究設備助成補助金	1,135,211	908,000	227,211
(初等中等教育局所管分)			
理科教育設備費補助金	158,668	157,557	1,111
高等学校産業教育施設及設備整備費補助金	494,716	553,944	△ 59,228
施設費	131,367	226,415	△ 95,048
設備費	363,349	327,529	35,820
幼稚園数備費補助金	公私合計額 35,000	20,000	15,000
定時制高等学校設備費補助金	1,500	1,500	0
養護学校等設備費補助金	1,000	1,000	0
特殊教育学校職業教育費補助金	585	1,018	△ 433
計	691,469	735,019	△ 43,550
(社会教育局所管分)			
高等学校視聴覚教材設備費補助金	公私合計額 30,000	0	30,000
(体育局所管分)			
体育施設整備費補助金	約 3,600	3,600	0
夜間定時制高等学校夜食費補助金	34,193	29,214	4,979
計	37,793	32,814	4,979
合計 (財政投融资)	5,069,196 (1,000,000)	5,005,225 (4,000,000)	63,971 (6,000,000)

備考 合計額には初等中等教育局所管の幼稚園設備費補助金および社会教育局所管の高等学校校視聴覚教材設備費補助金の公私合計額65,000千円を含む。
前年度予算額は当初予算額である。

(資料 16)

私立大学の学校経費総額

(単位百万円)

	37 会計年度経費実施							提 出 率 (B) %	37 年度(C) 経費総額 A/B	36 年度(D) 経費総額	伸前 び年 率度 に 対 す る C/D %	種37 別年度 割合 合 % の学校 総額
	消 費 的 支 出	資 本 的 支 出	債 務 償 還 費	小 計 (A)	他 の 学 校 合 計 繰 出 金	繰 翌 年 越 度 へ の 金	合 計					
短大	4300	3705	1063	9068	707	669	10444	(985)	9136	6679	1368	59
大学	34,101	20,414	8,189	62,704	4,511	4,064	71,279	(983)	63,699	45,781	13,918	41.3

(資料, 文部省「私立学校の支出および収入に関する調査報告書(昭和37年度)」による。)

(資料 17)

大学(昼間)の収支バランス(152大学)

		百万円			百万円
A	一般収入	51,190	A	消費的支出	31,943
a	学生納付金	29,304	a	教授費, 研究費	20,961
b	補助金	1,936	b	維持費	5,526
c	寄附金	5,399	c	修善費	1,223
d	借入金	12,666	d	所定支払金	1,499
e	財産収入	851	e	補助活動事業費	980
f	その他の収入	1,034	f	その他の消費的支出	1,754
B	付属事業収入	9,892	B	資本的支出	20,098
C	補助活動事業収入	574	a	建築費	11,380
D	収益事業会計からの繰越金	50	b	その他	8,718
			C	債務償還費	7,991
			a	消費的支出に関するもの	2,463
			b	資本的支出に関するもの	5,529
	小計	61,706		小計	61,706
E	他の学校会計からの繰入金	2,410	D	他の学校会計への繰出金	2,976
F	前年度からの繰入金	2,579	E	翌年度への繰越金	3,687
	合計	66,695		合計	66,695

(資料, 文部省「私立学校の支出および収入に関する調査報告書(昭和37年度)」による。)

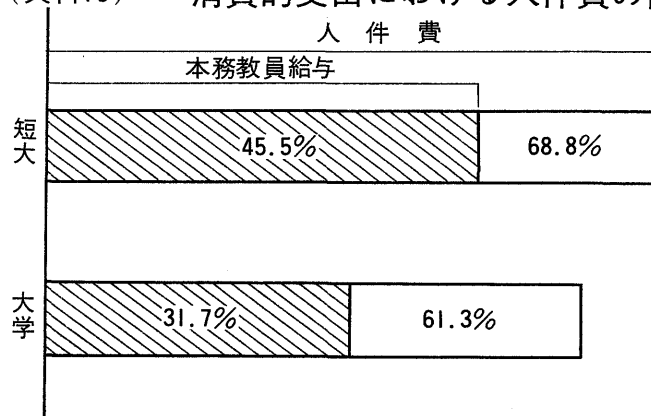
(資料 18)

学生納付金に対する消費的支出の割合

	学生納付金 (A)	消費的支出 (B)	B / A
短大	5,586 百万円	4,300 百万円	77.0%
大学	3,343.8	3,410.1	102.0%

(資料, 文部省「私立学校の支出および収入に関する調査報告書(昭和37年度)」による)

(資料19) 消費的支出における人件費の割合



(資料: 文部省「私立学校の支出および収入に関する調査報告書」(昭和37年度)による)

(資料, 文部省「私立学校の支出および収入に関する調査報告書(昭和37年度)」による)

(資料 20)

国立大学教員給与と私立大学教員給与との対比表(月額)

	国立 (A)	私立 (B)	(A - B)	不足額
学長				
教授	75,182 円	74,872 円	310 円	3,284,723 円
助教授	50,956	47,673	3,283	179,060,729
講師	37,127	36,096	1,031	63,241,437
助手	27,852	25,137	2,717	243,485,585
計				489,036,474

(資料 日本私立大学連盟(39.4.20)による)

- (注) ① 国立大学教員給は本給平均である。
 ② 私立大学教員給は本給(年功加俸、勤続給を含む)の平均である。
 ③ 不足額
 私立大学教員給を国立大学教員給と同等にするために必要な金額を云う。
 積算方法…………… 1人当りの差額×〔12ヶ月+特別給(37)〕×人数
 ④ 国立私立とも昭和38年4月現在である。
 ⑤ 私立の平均は、日本私立大学連盟加盟大学49校のものである。

(資料 21) 文部大臣所轄法人の負債額(単位100万円)

流動負債	固 定 負 債						合 計
	市中長期借入金	私学振興会借入金	地方振興会借入金	学校債	その他	小 計	
40,342	27,341	9,619	1,197	9,148	9,535	56,841	97,183

(昭和38年度学校法人財務状況調査報告書)